

かんたんな労務知識

社会保険労務士法人 東海労務保険事務所
労働保険事務組合 西三河労務管理センター

平成31年2月1日

▶ TOPIC 「働き方改革」全体像について

早いものは今年4月より施行です

働き方改革法案について、施行時期は待たなしで迫ってきています。中小企業がこの法律を遵守するためには、本当の意味での働き方改革を実現しなければ成し得ないかもしれません。人材確保が困難な状態が数年続いている中、魅力ある労働環境の形成と生産性の向上の実現が必要不可欠な時代はすぐそのようです。

・労働時間に関する法規制が一段と厳しくなります。

・唯一、フレックスタイム制の見直しが緩和項目

・同一労働同一賃金の対策が近い将来の最大のテーマになるかもしれません

	内容	施行時期
残業時間の上限規制	時間外労働の上限を年 720 時間 かつ 月 100 時間未満 (休日労働含む) ただし 2~6カ月の平均 80 時間以内 (休日労働含む) に設定	大企業 2019年4月~ 中小企業 2020年4月~ 中小企業はあと1年! →業種における猶予は、 ① 建設業 ・2024年3月まで猶予 ② 自動車運転者 ・2024年3月まで猶予 ・2024年4月以降は、1年960時間上限 ③ 医師の業務 ・2024年3月まで猶予 内容は、今後検討
割増賃金率の猶予措置廃止	残業時間が月 60 時間 を超えた場合にかかる割増賃金率(50% 以上)について、現在の中小企業への適用猶予措置を廃止	大企業 すでに施行 中小企業 2023年4月~ 中小企業はあと4年!
有休取得の義務化	有給休暇が年 10 日以上 ある労働者に対し、うち 5 日 の取得を企業に義務付け	2019年4月~ もうすぐ!
フレックスタイム制の見直し	フレックスタイム制の精算期間上限を1ヶ月から 最大3ヶ月 に延長	2019年4月~ もうすぐ!
同一労働同一賃金	正社員と非正規労働者の待遇に不合理な差をつけることを禁止	大企業 2020年4月~ 中小企業 2021年4月~

▶ TOPIC すべての労働者の労働時間を管理することが必要になります

管理監督者・各種みなし労働時間制対象者も含まれます

2019年4月から
月80時間超の時間外労働
に対し

本人の申し出がある場合は、
医師による面接指導を
受けさせなければなりません

- ① 時間外割増賃金の発生の有無を問わず、会社はすべての労働者の労働時間を客観的な方法で管理・把握することが必要になります。
- ② 客観的な方法とは・・・タイムカード、パソコンのログインからログアウトまでの時間、事業者の現認等
- ③ 一般的な企業で注意する必要がある職種
管理監督者、営業職等の事業場外みなし労働時間制対象者、設計士・税理士等の専門的資格所持者のうち専門業務型裁量労働時間制の対象者にも、実態の把握が必要になります。